

■事例⑩ 意匠登録第 1107402 号他 1 件「運搬用容器」

事例⑩は、運搬用容器の一側面に設けられたラベル貼付部のみを実線で表した部分意匠で、本意匠 A と、関連意匠 B の 2 件を出願し、登録となっています。

本ケースにおける破線部分の改変度は、事例⑨に負けず劣らず大きなものです。さらに注目すべきは、実線部分の「位置」も異なっていることです。

これがまさに、「その物品全体の中に占める、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分（＝実線部分）の位置、大きさ」が異なるにも拘らず、関連意匠登録された事例といえます。

ところで、部分意匠制度を活用していく上で、

「他人が自分の部分意匠にそっくりなものを実施している。ただ、実線部分は似ているものの、破線部分は結構違う。こうした場合、権利行使はできるのか？」

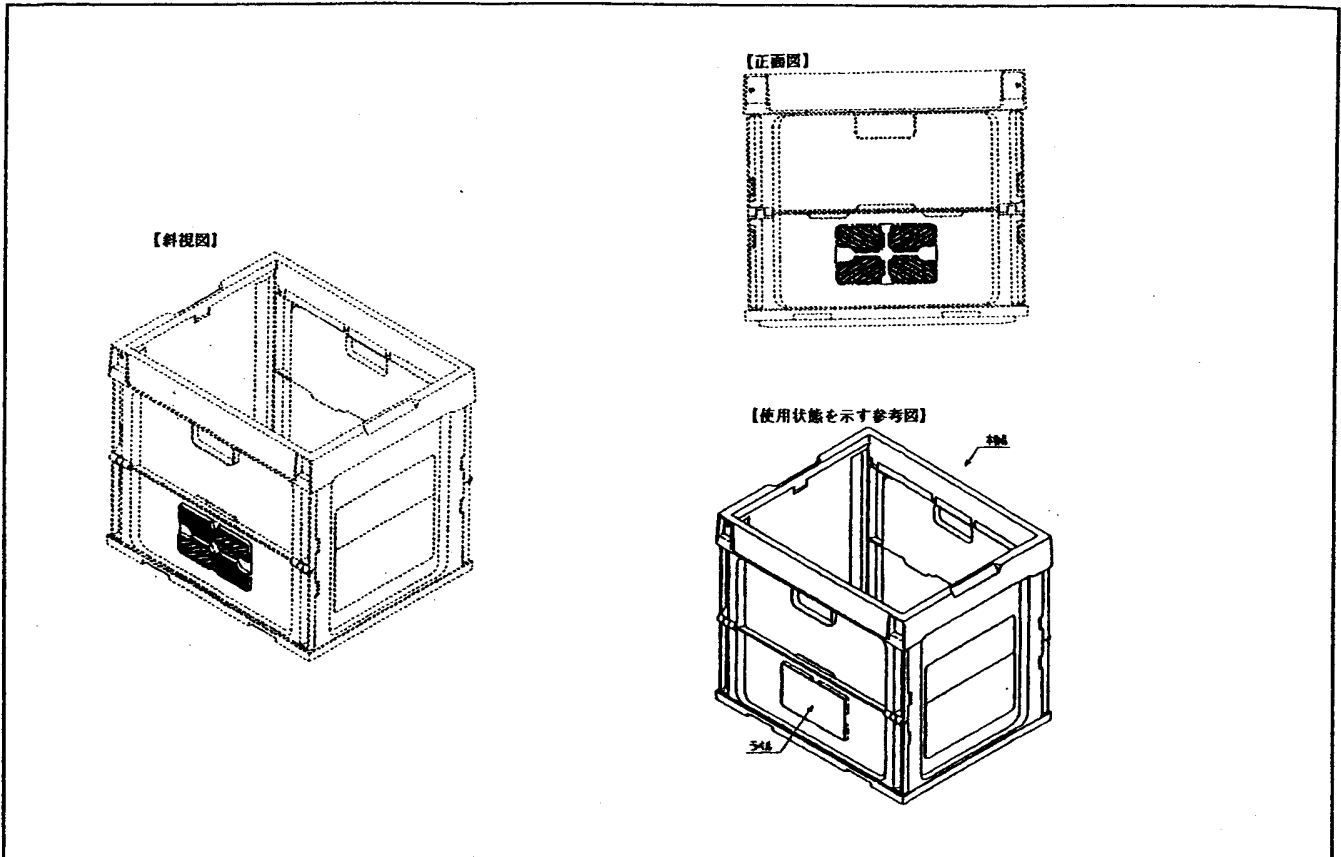
…という疑問を持たれる方も多いのではないかと思います。

けれども残念なことに、まだ登録や判例の蓄積も少なく、特許庁の見解さえも流動的であるため、確たる答えはありません。

しかし、そんな今だからこそ、本ケースのように、破線部分にも大きなバリエーションを加えた関連意匠登録を取得しておくことで、権利行使においても有利に事を運べるのではないかと思います。

さらにはこうした試みが、部分意匠制度を、意匠権者にとって、より良い方向へと導いていくことになるのではないかと期待するところです。

▼事例⑩ 本意匠A 登録意匠第 1107402 号「運搬用容器」



▼事例⑩ 関連意匠B 登録意匠第 1107560 号「運搬用容器」

